

藤沢市公共工事等技術提案型競争入札要領

制 定 平成11年8月16日

改 正 平成20年4月 1日

改 正 平成22年4月 1日

改 正 平成25年4月 1日

(趣旨)

第1条 この要領は、入札に参加を希望する者が設計図書において施工方法等の全部又は一部を指定しない場合において、参考としてこの市が示した標準的な施工方法等（以下「標準仕様」という。）と異なる施工方法等により施工しようとする場合における競争入札（以下「技術提案型競争入札」という。）の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象となる工事等)

第2条 技術提案型競争入札は、設計金額を事前に公表する次の各号のいずれかに該当する工事又は製造の請負（以下「工事等」という。）で、工事等の費用の縮減が可能となる施工方法等の提案が期待できるものであり、かつ、その設計金額（消費税額及び地方消費税額を含む金額とする。）が5千万円以上のものを対象とする。

(1) 技術開発の進展が著しい工事等

(2) 施工方法等に関して固有の技術を有する工事等

2 前項の規定に該当する工事等においては、特記仕様書に次に掲げる事項を記載し、標準仕様と異なる施工方法等の提案を入札前に受付ける技術提案方式である旨を明記する。

(1) この工事等は、標準仕様による施工のほか、これと異なる施工方法等による施工の提案を入札前に受付ける技術提案方式であること。

(2) 技術提案を行うことができるのは、標準仕様に対し工事等の費用の縮減を伴う場合に限ること。

3 前2項の規定は、必要があると認めるときは、請負としての実態を有する業務の委託に適用することができるものとする。その場合においては、次条以下の規定を準用する。

(技術提案の方法等)

第3条 技術提案型競争入札に参加しようとする者で標準仕様と異なる施工方法等

により施工しようとする者（以下「提案者」という。）は、当該施工方法等に基づく施工計画（以下「技術提案」という。）に関する説明書（工事等設計書、仕様書及び設計図面を含む。以下「技術提案書」という。）を提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該技術提案が別に定める藤沢市公共工事等技術提案審査委員会（以下「審査委員会」という。）において適正と認められない場合に、提案者に標準仕様に基づき施工する意思があるときは、当該提案者は標準仕様に基づく施工計画（以下「標準計画」という。）に関する説明書（以下「標準計画書」という。）を技術提案書と併せて提出しなければならない。

3 技術提案型競争入札に参加しようとする者で標準仕様により施工しようとする者（以下「標準計画者」という。）は、標準計画書を提出しなければならない。

4 提案者は、当該技術提案中に排他的権利等に係るものがあるときは、提出する技術提案書に当該排他的権利等に係る部分を明示しなければならない。

（入札参加者への周知）

第4条 入札を行うときは、入札の公告又は入札の通知書に次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 技術提案型競争入札であること。
- (2) 技術提案により施工しようとする場合は、技術提案書を提出すること。
- (3) 技術提案が適正と認められない場合に標準計画に基づいて施工する意思がある場合には、標準計画書を併せて提出すること。
- (4) 標準計画に基づいて施工しようとする場合は、標準計画書を提出すること。
- (5) 技術提案又は標準計画（以下「技術提案等」という。）の採否については、競争入札参加資格の確認又は指名の通知と併せて通知すること。
- (6) 技術提案等について提案者に説明を求めることがあること。
- (7) 技術提案については、その内容が一般的に使用されている状態となった場合は、無償で使用できるものとする。ただし、排他的権利を有するものについては、この限りでないこと。
- (8) 技術提案等を適正と認めることにより、設計図書において施工方法等の全部又は一部を指定しない場合における当該全部又は一部の工事等に関して、提案者の責任が軽減されるものではないこと。

（技術提案の審査）

第5条 契約担当課の長は、第3条の規定により提出された技術提案書又は標準計

画書について、当該技術提案又は標準計画が適正であるかどうかについて、審査委員会に審査を依頼しなければならない。

(審査結果による対応)

第6条 契約担当課の長は、審査委員会の審査結果の通知を受けた場合において、当該通知の内容に従い技術提案又は標準計画に基づく入札の可否について提案者又は標準計画者に通知するものとする。この場合において、当該技術提案型競争入札が一般競争入札又は条件付一般競争入札であるときは、競争参加資格の有無の確認通知、指名競争入札であるときは、指名又は非指名の通知と併せて行うことができる。

(予定価格の設定方法)

第7条 予定価格は、標準仕様による設計金額を基礎として算定する。

(落札者の決定等)

第8条 落札者の決定は、各入札参加者が標準計画又は契約担当課の長に認められた技術提案による価格をもって申込みをした者いずれであるとかかわらず、一般競争入札、条件付一般競争入札又は指名競争入札における落札者の決定方法による。

2 落札者を除く他の入札参加者（技術提案又は技術提案と併せて提出した標準計画による価格をもって申込みをした者に限る。）の技術提案書（技術資料以外のものを除く。）は、落札者の決定後、当該入札参加者に返却するものとする。ただし、返却を希望しないときは、その限りでない。

(入札報告書の記載事項)

第9条 入札執行者は、入札結果報告書の落札者欄に当該落札が標準計画によったものであるときは、「VE標準計画」と、契約担当課の長に認められた技術提案によったものであるときは、「VE技術提案」と付記するものとする。

附 則

この要領は、平成11年8月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。